

令和5年度 第1回

# 兵庫県都市計画審議会議案

兵庫県都市計画審議会



## 令和5年度 第1回 兵庫県都市計画審議会議案

議案 番号	都 市 名	件 名	頁
1	西 宮 市	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (西宮市鳴尾浜2丁目)	3
2	尼 崎 市	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (尼崎市末広町1丁目)	7
報告事項			
—	—	都市計画区域マスタープラン見直し基本方針(案)について	—



第1号議案

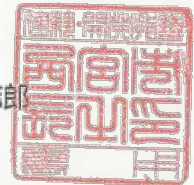
西建指発第67号

令和5年11月16日

兵庫県都市計画審議会  
会長 加藤 恵 正 様

(特定行政庁)

西宮市長 石井 登志郎



産業廃棄物処理施設の敷地の位置について  
(西宮市)

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のとおり審議会に付議  
します。

## 計 画 書

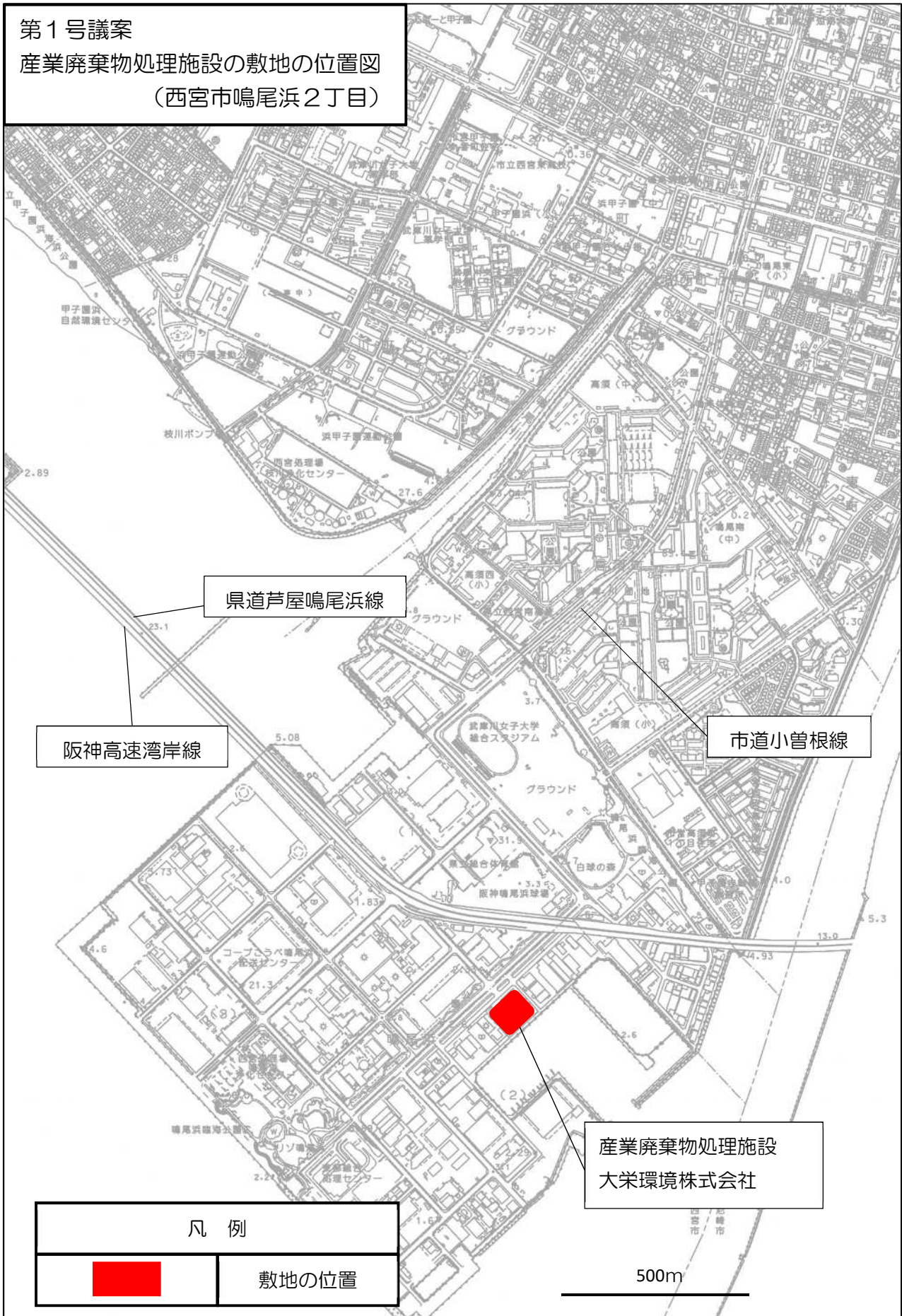
名 称 等	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設 大栄環境株式会社	西宮市鳴尾浜2丁目16番、17番1から17番4まで、18番1、18番2	11,621.16 m <sup>2</sup>	<p>&lt;計画後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 汚泥の焼却施設 処理能力 113 t /日</li> <li>• 廃油の焼却施設 処理能力 21 t /日</li> <li>• 廃プラスチック類の焼却施設 処理能力 91 t /日</li> <li>• その他の産業廃棄物（汚泥、廃油、廃プラ以外）の焼却施設 処理能力 220 t /日</li> </ul> <p>注）上記記載の産業廃棄物の種類ごとの処理能力は、それぞれ単独処理した場合の最大処理能力を示す。</p>

## 理 由

焼却施設の焼却能力を向上させることで、熱エネルギーの有効活用及び埋め立て処分量の軽減を図り、循環型社会の形成及び環境負荷の低減に寄与することを目的とする。

位置図

第1号議案  
産業廃棄物処理施設の敷地の位置図  
(西宮市鳴尾浜2丁目)



凡例



敷地の位置

500m





第2号議案

尼建指第545号

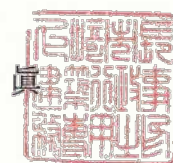
令和5年11月16日

兵庫県都市計画審議会

会長 加藤 恵 正 様

(特定行政庁)

尼崎市市長 松 本



ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について

（尼崎市末広町1丁目3-15、3-16）

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のとおり審議会に付議します。

## 計 画 書

名称等	位置	面積	備考
産業廃棄物処理施設 泉興業株式会社	尼崎市末広町 1 丁目 3-15、3-16	約 3,000 m <sup>2</sup>	廃プラスチック類の破砕施設 処理能力 187.55 t/日 木くずの破砕施設 処理能力 266.98 t/日 がれき類の破砕施設 処理能力 490.32 t/日

### 理 由

本施設は、廃プラスチック類等を破砕し適正処理するための産業廃棄物処理施設で、平成 21 年に建築基準法第 51 条ただし書き許可を受け、破砕機 2 台を利用して、産業廃棄物の処理の他、廃プラスチック類を主原料とした固形燃料である RPF 製造を並行して行っている。

今回の計画は産業廃棄物の処理及び RPF 製造の質的な向上を目的に、現在稼働している破砕機の内 1 台を撤去し、産業廃棄物をより細かく破砕する能力を持った破砕機を新たに設置すると共に、もう 1 台の既存破砕機は、不純物が混入しないよう RPF 製造専用とするものである。

位置図

第2号議案  
産業廃棄物処理施設の敷地の位置図  
(尼崎市末広町)

